

尼崎市総合計画

(仮称)まちづくり基本計画(素案)

《 目 次 》

	ページ
1 策定の趣旨	2
(1) 施策の方向性を示す	2
(2) 各主体の役割について考え方を示す	2
(3) 計画の進め方を示す	2
2 計画の期間	2
3 施策体系	3
(1) マトリックス型の施策体系	3
(2) 施策間の連携	3
(3) 施策の概要	5
4 施策別の取組（各論）	7
・ 施策の見方	7
・ 施策ごとの取組（20施策）	9
・ ありたいまちに向けた各施策の取組一覧	49
5 計画における主要取組項目	54
(1) 主要取組項目について	54
(2) 主要取組項目の取り扱い	54
(3) 主要取組項目に関する施策間の連携	54
1 人を育て、市民活動を支援する	55
2 健康と就労の支援する	55
3 産業活力とまちの魅力を高める	56
4 まちの持続可能性を高める	56
6 行政運営	57
(1) 行政改革の取組	57
(2) 情報発信と市民の市政参画の促進	57
(3) 財政健全化の取組	58
7 計画の推進	59
(1) 施策の評価	59
(2) 施策の重点化等	59

1. 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、「まちづくりの方向」を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、こうしたまちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

(1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」の実現に向けた課題と取組の方向性を、「施策」として示しています。

(2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画が、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただくきっかけとなるよう取り組んでいきたいと考えています。

(3) 計画の進め方を示す

計画を着実に進めていくための考え方を示すとともに、行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組む項目や、自律的な自治体運営を持続していくための考え方を示しています。

2. 計画の期間

平成25年(2013年)から平成29年(2017年)までの5年間とします。

社会経済情勢の変化に対応していくため、計画期間をまちづくり構想前半の5年間とし、「ありたいまち」をめざした取組の方向性や効果を検証した上で、後期計画の策定に引き継ぎます。

3. 施策体系

(1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と4つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を4つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

(2) 施策間の連携

行政が仕事を進める上で、4つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

たとえば、人材を育成する部門（教育等）は、育った人材を活用する部門（産業部門や地域振興部門等）につないでいくこと、また、人材を活用する部門はどのような人材が求められているかを、人材を育成する部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

まちづくり構想においては、これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」としています。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場等、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していくことが必要です。

こうしたことから、個々の施策において具体的取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識して取組を進めていきたいと考えています。

「ありたいまち」と施策の関係（右図）について

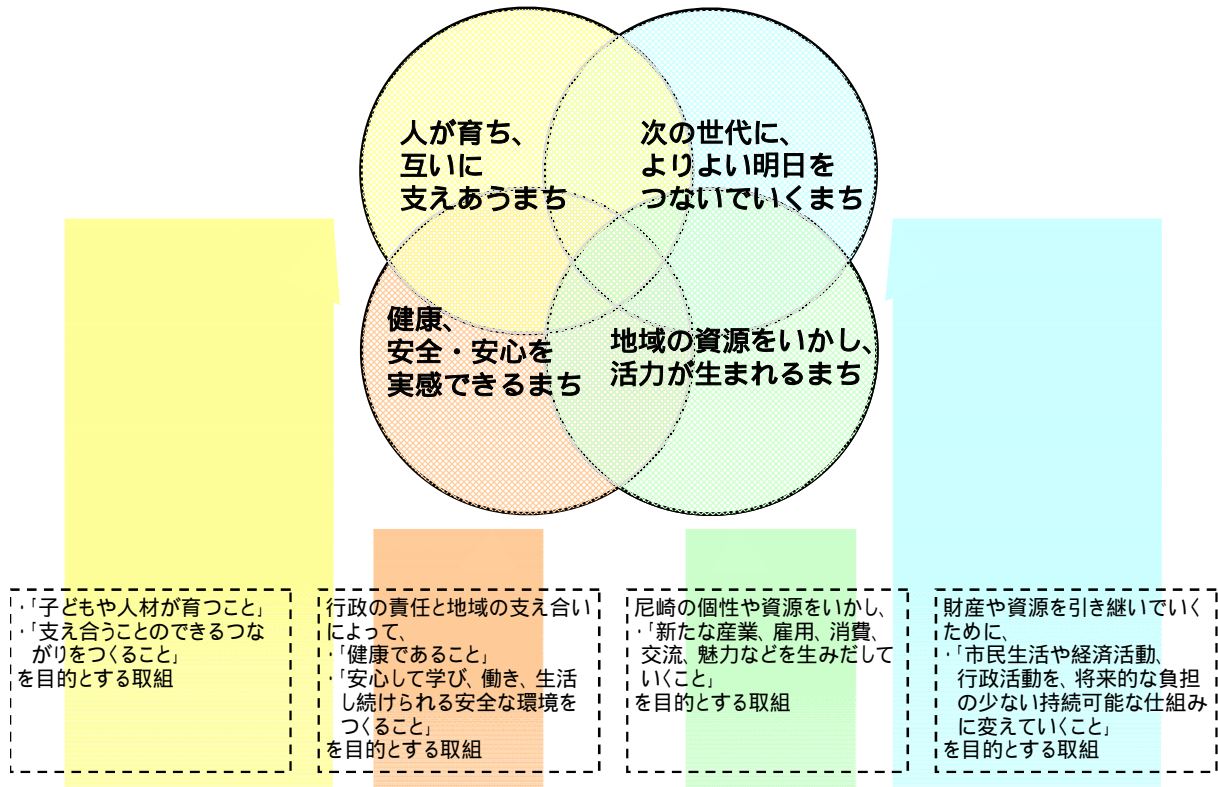
「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力が暮らしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で、4つの「ありたいまち」は、構成されています。

4つの「ありたいまち」は、それぞれが独立したものではなく、互いが影響しあって尼崎市の活力や魅力が高まっていくものと捉えています。

「施策体系マトリックス」では各施策において、4つ「ありたいまち」のうち、その施策が特に貢献できるものとの関連を示しています。

なお、施策ごとの具体的な取組内容は、「4. 施策別の取組（各論）」において記載しています。

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係イメージ）



【地域コミュニティ】			
【生涯学習】			
【学校教育】			
【子ども・子育て支援】			
【人権尊重】			
【地域福祉】			
【高齢者支援】			
【障害者支援】			
	【生活支援】		
	【医療保険・年金】		
【地域保健】			
	【消防・防災】		
	【消費生活】		
	【雇用対策】		
【地域経済の活性化】			
【文化・交流】		【文化・交流】	
【地域の歴史】		【地域の歴史】	
【環境保全】			
【住環境】			
	【都市基盤】		【都市基盤】

(3) 施策の概要

計画を構成する施策名称とその概要を一覧にしたものです。

	施策名称	施策の概要	該当分野
1	みんなの支えあいで地域が元気なまち	立場や特性の異なるさまざまな主体(市民、市民活動団体、事業者、行政)が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。	・市民協働 ・コミュニティ活動 ・地域自治
2	人権文化の息づくまち	すべての市民が本市のまちづくりに積極的なかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会において主体的に参加・参画するまちをめざします。	・人権尊重 ・多文化共生 ・男女共同参画
3	環境と共生する持続可能なまち	市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全等に取り組み、未来の子どもたちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。	・地球温暖化の防止 ・循環型社会の形成 ・生物多様性の保全 ・生活環境の保全
4	安定した医療保険で市民生活を支えるまち	健康な生活を支える国民健康保険等の医療保険制度を将来にわたって継続的かつ安定的に運営していくとともに、国が運営する国民年金制度に関する相談業務を行うなど、国と連携した取組を通じて市民生活の安定を図り、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし社会に参画し続けられるまちをめざします。	・国民健康保険 ・国民年金
5	地域の魅力を磨き、人を惹きつけるまち	市民が尼崎の魅力やよいところを知るとともに、多様な文化的背景を持つ人々による自由な交流が広がり、新たなものを生み出す創造力と活力にあふれたまちづくりを進めることで、多くの人を訪れたい、働きたい、住みたいと思う魅力あるまちをめざします。	・文化振興 ・交流 ・観光
6	安心して消費生活を送れるまち	市民が安全で安心できる豊かな消費生活を送ることができるよう、情報化やグローバル化による消費生活の複雑多様化に、市民自らが関心を持ち消費者被害に備えることにより、消費者問題の未然防止や解決を図っていきます。 また、食の「安全・安心」という面において、地方卸売市場を通じた生鮮食料品の安定供給等により、市民の食生活を継続的に支えていきます。	・消費者保護 ・地方卸売市場の活性化
7	誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	市民が主体的な関心を持ち、事業者や市とともにみんなで地域福祉をはぐくむことによって、地域に住むすべての人がその人が望むその人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく、安全に、安心して暮らせる地域福祉社会をめざします。	・地域福祉
8	生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加している中で、生活に課題を抱える人が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。	・生活支援 ・自立支援 ・児童虐待防止
9	障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる社会をめざします。	・障害者福祉
10	高齢者が地域で安心して暮らせるまち	高齢者の生活様式や考え方や価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会」をめざします。	・高齢者福祉 ・介護予防 ・介護保険

11	いきいきと健康に安心して暮らせるまち	市民が健康や保健医療についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で市民の健康づくりを支えることで、一人ひとりが心身ともに健康に生涯を通じていきいきと暮らせるまち、ライフステージやその人々に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるまち、生活衛生面で快適に安心して過ごせるまちをめざします。	・地域医療 ・健康づくり ・保健・衛生
12	健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	子どもが健やかに育つ上で重要な家庭における子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会をめざします。	・子ども・子育て支援 ・青少年の健全育成
13	地域経済の活性化による、にぎわいのまち	本市の「ものづくり都市」としての発展を支えてきたさまざまな社会経済活動が、相互に関連しあいながら地域を支え続けていくことができるよう、ものづくり産業の技術開発支援や操業環境の維持・保全に努めます。また、市民生活を支える商業活動の支援等を進めることで、人・資金・情報が活発に行き交う地域経済の活性化に取り組みます。	・産業人材育成 ・中小企業支援 ・産業立地 ・商業支援
14	能力をいかし、いきいきと働けるまち	市民が安心して働き、自立した安定的な暮らしを送ることができるよう、また、市内企業にとって将来の事業運営を担うべき優れた人材を確保できるよう、企業等の協力を得ながら、市民自らが職を得て働く力を高め、働く機会を得るため支援するとともに多様な働き方支える環境づくりを進めます。	・就業支援 ・就労環境整備 ・職業教育
15	暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちを実現していくため、市民自らが関心を持ち、身近な地域でのつながりをいかしながら、住まいの質の向上や美しいまちなみの保存・活用等に取り組むことで、誇りや愛着を持つことができる良好で魅力ある住環境をめざします。	・住環境整備 ・市営住宅の管理 ・公園・緑地・街路樹等の整備と管理 ・景観の保全
16	安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	市内の道路網の強化や円滑な交通の流れの確保、総合的な地域交通体系の構築、治水機能の強化や密集市街地の改善、防災対策等への市民意識の啓発等とともに、既存の社会基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組み、災害に強く、利便性と安全性が確保されたまちをめざします。	・都市インフラ
17	消防・防災体制が充実したまち	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民が強く連携し、日常の災害や大規模災害に立ち向かう地域防災力を身に付けたまちをめざします。	・消防・救急 ・防災対策
18	歴史遺産を守りいかすまち	市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、本市の歴史や文化財等の地域資源の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることをめざします。	・地域の歴史 ・文化財の保存と活用
19	生きる力をはぐくむ教育のまち	生きる力を備えた子どもをはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学校園が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が整備・充実したまちをめざします。	・学校教育
20	生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。 また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。	・社会教育 ・スポーツ振興

4. 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という4つの目標を共有しています。各施策は、4つの「ありたいまち」のうち、1つ以上に対して、どのような取組を進めるのかを示しています。

ここでは、「施策」として「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行政として支援できること」

各論の構成（施策の見方）

1. 課題と活用できる資源
施策をとりまく現状と課題について整理しています。
尼崎市ならではのものを
中心に、市民・事業者・行政
で活用できる資源を記載し
ています。

画像は最終のものに
張り替える。

2. 施策の展開方向
4つの「ありたいまち」の
うち、この施策と関係性の高
いものについて、それぞれの
「ありたいまち」の実現に向
け、この施策が「どのように
貢献していくか」という視点
で、施策を展開していく方向
を整理しています。

1 【地域コミュニティ】

施策01 多様な主体が支えあう地域づくり

立場や特性の異なる様々な主体（市民、市民活動団体、事業者、行政）が、お互いを認め、分かれ、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、くらしやすく、魅力のある地域社会の実現を目指します。

1. 課題と活用できる資源

【本市の課題】

- ・情報化の進展や生活利便の向上など、行動が変化し、近所づきあいや連帯感の低下に伴い、地域で孤立する人が増加している。防災意識の低下や、大震災を教訓とした防災意識の醸成が難しくなっている。地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域活動の重要性が認識され、取り組む人が増えていくことが課題となっています。
- ・また、まちの美化をはじめ、防災・防災、子育て、福祉など地域の課題が多様化し、これらの解決にあたって、市民自らが地域を良くしようという意識は欠かせないものです。
- ・本市でも、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会の担っています。地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中などの課題があるほか、全国的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率が減少傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、様々な主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- ・市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。

【活用できる資源】

- ・本市で在住、在勤、在学、活動している市民個人や公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利活動団体、企業市民としての役割を果たすべく社会貢献活動を行う事業者

施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
① 互いに支えあうまち	◇多様な主体で構成・運営されるコミュニティづくりを進めます。 ◇市民の市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。 ◇地域コミュニティ活動を担っていくリーダーや団体の育成を進めます。
② 健康、安全・安心を実感できるまち	◇防災や防災、健康づくりなどをテーマとした地域活動などにより、安心・安全の地域社会の形成を促進します。
③ 地域の資源をいかした活力あるまち	◇風土や文化を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図る中で、地域の魅力を高めていきます。
④ 次の世代によりよい明日をつないでいくまち	◇自治によるまちづくりの仕組みを学び、参加するきっかけを作っていくためのシチズンシップ教育を進めます。

も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容をきっかけに、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただきたいと考えています。

3. 各主体の役割

施策の展開方向に関する行政の役割を記載しています。

また、市民や事業者の皆さんに期待される役割、その取組が進むように行政が支援することについても記載しています。

たとえば、「行政(市)」の欄に、「()」等の記載がありますが、これは上段の「市民・事業者等」の欄の「 」の取組の支援等をするための行政の取組をあらわしています。

3. 各主体の役割	
市民・事業者等	① 近所づきあいや地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。 ② 地域で活動する様々な団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。 ③ 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子ども達の地域への愛着を育みます。 ④ 学校や町会・公民館等と連携し、地域課題の解決に取り組むための取組を進めます。 ⑤ 地域の課題やニーズを把握し、地域課題の解決に取り組むための取組を進めます。
行政(市)	■地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向けた支援、地域の自然や人材・歴史・文化の活用による地域課題の解決に向けた支援、身近な地域における様々な課題の解決に向けた支援に取り組むこと。 ■市民の市政参画を進めるしくみづくり (⇒2) 積極的・的確な情報提供、住民からの政策提案機能を高める仕組みづくり、様々な段階での住民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組むこと。 ■地域コミュニティ活動を担う人材の育成 (⇒3) 職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組むこと。 ■市民の安全安心の増進 (⇒4)⑤) 地域の自主的な防災・防災活動への支援、特に災害時支援が必要な人たちが安全に避難できるような仕組みづくり等に共に取り組むこと。

画像は最終のものに張り替える。

4. 指標

施策の取組状況を測る「ものさし」として、数字で示される値です。

毎年度の施策評価において、この値の推移を見ながら、施策の展開状況の振り返りを行います。

4. 指標				
指標名	解説	策定時の値	方向性	
市政に対して関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業などに参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。			↑
行政との協働事業の件数	・市とNPO等が協働して、地域の課題解決に向けた取り組みを行う事業の件数です。			↑
社会福祉協議会の加入率	・本市において、町内会、自治会の機能を果たす社会福祉協議会の加入率です。	89.4[%]		↑

5. 分野別計画

協議のまちづくりの基本方向 (019年度～)、あまがさきし地域福祉計画 (023～28年度)、尼崎市の育成支援対策推進行動計画 (017～26年度)

6. 分野別計画

尼崎市が策定している個別の計画について、この施策に関連する計画をまとめています。

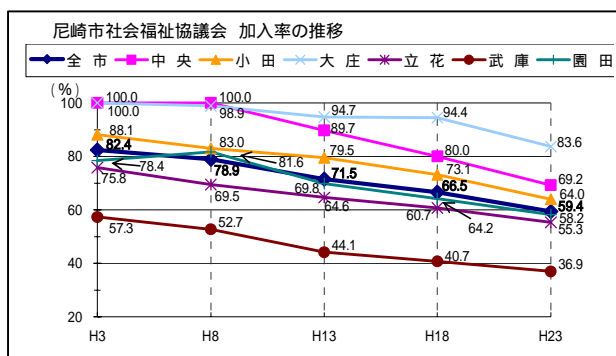
みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体（市民、市民活動団体、事業者、行政）が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

1. 課題と活用できる資源

[本市の課題]

- ・情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化する中、高齢化社会の進行に伴い地域で孤立する高齢者や、子どもの見守り活動、大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」を強めていくことが課題となっています。
- ・また、まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉等地域の課題が多様化し、これらの解決に当たって、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- ・本市でも、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っています。地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携する中で自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- ・市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。



[活用できる資源]

- ・自治会機能と一体となった社会福祉協議会組織、主体的・自主的に社会貢献活動などに取り組む市民やNPO、企業市民としての役割を果たすべく社会貢献活動を行う事業者 など

2. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	多様な主体で構成・運営されるコミュニティづくりを進めます。 市民の市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。 地域コミュニティ活動を担っていくリーダーや団体の育成を進めます。
(2) 健康、安全 ・安心を実感できるまち	防犯や防災、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安心・安全の地域社会の形成を促進します。
(3) 地域の資源をいかし、活力あるまち	風土や文化を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図る中で、地域の魅力を高めていきます。
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	シチズンシップ教育や地域活動団体のネットワーク化等を行い、自治によるまちづくりを継続していくしくみを構築します。

3. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>近所づきあいや町会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。</p> <p>地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。</p> <p>地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。</p> <p>学校や警察等と連携して、地域住民による見回り活動・パトロール等の防犯活動を進めます。</p> <p>地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。</p>
行政(市)	<p>地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加支援、身近な地域におけるさまざまな団体間の連携のしくみづくり等に取り組みます。 <p>市民の市政参画を進めるしくみづくり ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的・的確な情報提供、住民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での住民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。 ・各地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、住民と行政又は住民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。 <p>地域コミュニティ活動を担う人材の育成 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。 <p>市民の安全安心の増進 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な防災・防犯活動への支援、特に災害時に支援が必要な人たちが安全に避難できるようなしくみづくり等にとともに取り組みます。

4. 指標

指標名	解説	策定時の値	方向性
市政に対して関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業等に参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。		↑
行政との協働事業の件数	・市とNPO等が協働して、地域の課題解決に向けた取組を行う事業の件数です。		↑
社会福祉協議会の加入率	・本市において、市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。	59.4[%]	↑

5. 分野別計画

協働のまちづくりの基本方向(H19年度～)、あまがさきし地域福祉計画(H23～28年度)、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(H17～26年度)

ありたいまちに向けた、各施策における「施策の展開方向」一覧（施策マトリックス詳細版）

	施 策	人が育ち、互いに支えあうまち	健康、安全・安心を実感できるまち
1	みんなの支えあいで地域が元気なまち	多様な主体で構成・運営されるコミュニティづくりを進めます。 市民の市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。 地域コミュニティ活動を担っていくリーダーや団体の育成を進めます。	防犯や防災、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安心・安全の地域社会の形成を促進します。
2	人権文化の息づくまち	自尊心や人権思想の普及・高揚を図り、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。 市民・事業者と行政の「協働」による人権教育の啓発活動への転換を図ります。 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。 男女が対等な立場で社会に参画する男女共同参画社会の実現をめざします。 平和を尊び願う心を育てます。	
3	環境と共生する持続可能なまち	環境保全・創造に取り組む人やグループの活動、それらをつなぐネットワークの形成を支援し、新たな人材の育成と活動の広がり、強化を促すとともに、一人ひとりの意識の醸成を図ります。	良好な生活環境を保全し、市民の健康を守ります。
4	安定した医療保険で市民生活を支えるまち		健診・保健指導を通じて生活習慣病の予防と重症化予防に取り組み、医療費の適正化をめざします。 国民健康保険・後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。 国民年金制度の運営に当たっては、国等と連携し無年金者の発生防止に努めます。
5	地域の魅力を磨き、人を惹きつけるまち	地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携を促進します。	
6	安心して消費生活を送れるまち		市民自らが消費者問題についての知識と関心を持ち、自立した消費者となることを促します。 市民の消費者としての利益の保護に努め、安心できる消費生活の実現をめざします。 「安全・安心」な生鮮食料品の安定的な供給により、市民の食生活を継続的に支えていくことをめざします。
7	誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	地域福祉活動を担う新たな人材と組織を育てます。	人々が孤立することなく健康で文化的な生活が送れるよう、地域の多様な主体によって地域生活を支える福祉コミュニティづくりに取り組みます。 地域住民だけの解決が困難な問題に対する、専門機関が連携した支援体制づくりに取り組みます。
8	生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち		必要な支援を幅広く実施するため、よりよい相談窓口になるよう連携、充実に努めます。 まち全体で子どもの育ちを見守るため、児童虐待防止への啓発と相談窓口の周知を図るとともに、支援を要する子どもを早期発見し、適切な支援につなげるために、関係機関と連携した取組を進めます。 尼崎市要保護児童対策地域協議会において要保護児童等への支援体制の強化を図ります。 生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めるとともに、生活保護の適正化にかかる取組を進めます。
9	障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	窓口での相談体制を充実するとともに、複雑かつ専門的な支援が必要な場合に対応できるよう、関係機関のネットワークを構築していきます。 障害のある子どもが同世代の子どもたちとお互いに理解しあいながら、ともに成長し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会に参加できるまちづくりを進めます。	障害のある人の日常生活を支える障害福祉サービス等を充実します。 障害に応じた多様な働く場の確保に努めます。
10	高齢者が地域で安心して暮らせるまち	地域の自主的な保健・福祉の活動を促進し、連携しながら、地域の中で高齢者を見守ることができる体制づくりを進めます。 高齢者が地域社会とかわり、積極的に社会参加ができるまちづくりを進めます。	すべての市民が活力ある高齢期を過ごせるように、健康づくりや介護予防を推進します。 健康な高齢者も援護が必要な高齢者もともに安心して暮らすことができるようにします。

地域の資源をいかし、活力あるまち	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	施策	
風土や文化を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を図る中で、地域の魅力を高めていきます。	シチズンシップ教育や地域活動団体のネットワーク化等を行い、自治によるまちづくりを継続していくしくみを構築します。	みんなの支えあいで地域が元気なまち	1
		人権文化の息づくまち	2
身近な自然や生態系を守り、生物多様性を保全します。運河、河川や緑地等、地域の資源をいかした水と緑の回廊をつくります。	地球温暖化を防止するため、温室効果ガスを削減し、低炭素型のまちづくりを進めます。自然環境の保全や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。	環境と共生する持続可能なまち	3
		安定した医療保険で市民生活を支えるまち	4
地域の資源をいかした新たな魅力づくりに取り組みます。地域の魅力を磨き、市民が愛着と誇りを持てるまちをめざします。尼崎のまちの魅力を戦略的に発信し、イメージの向上を図ります。地域の資源をいかした市内外の交流を進めます。		地域の魅力を磨き、人を惹きつけるまち	5
		安心して消費生活を送れるまち	6
		誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	7
		生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	8
		障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	9
		高齢者が地域で安心して暮らせるまち	10

	施 策	人が育ち、互いに支えあうまち	健康、安全・安心を実感できるまち
11	いきいきと健康に安心して暮らせるまち	地域での健康づくりのための活動や食育のための活動に携わる人材が増え、活動が広がっていくようにします。 思春期における健康やこころの問題等について、心身両面にわたって支えていくとともに、子どもを産み、育てることができるような環境を整えます。	一人ひとりの健康づくりへの支援とともに、健康回復のための支援を行います。 適切な医療体制の確保に努めます。 食品等の安全性の確保等生活衛生対策に努めます。 非常時における健康危機管理体制の確立に努めます。 食の安全・安心に関する課題や食育・健康づくりの大切さを共有し、改善・解決に向けて取り組んでいきます。
12	健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	保護者や家族の果たす役割を認識し、家庭の子育て力を高めます。 保育事業、放課後児童対策等による支援を通じて子どもの健やかな育ちを支援します。 子どもは地域の一員であるということを認識し、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えていきます。 子どもの社会参加を促し、豊かな人間性と社会性をはぐくみ、自立して生きていく力を高めるための環境づくりを進めます。	地域の子どもは地域で育てるという意識を高め、児童虐待の早期発見、非行化の防止や防犯につながる地域環境づくりを進めます。
13	地域経済の活性化による、にぎわいのまち	子どもたちや若い世代に、ものづくりの魅力を伝え、次世代を支える人材育成や技術の継承につなげていきます。	地域商業やコミュニティビジネス等、地域社会を支える事業活動を支援します。
14	能力をいかし、いきいきと働けるまち		企業等と就労希望者の双方のニーズを満たす雇用のマッチングに取り組みます。 就労希望者の就職力を高めるため、職業意識や知識、ビジネススキルの修得や向上を支援します。 企業の魅力や求める人材についての情報発信に努めます。 多様な働き方を認めあい、安心して働き続けられる環境づくりに努めます。
15	暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	市民自らが地域の住環境に関心を持ち、さまざまな年代・立場の人が日常的に交流し協力しあいながらまちづくりを進めていける環境づくりを進めます。	さまざまな年代・立場の人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保に向け、耐震化、バリアフリー化の促進や市民主体のルールづくり等に取り組めます。
16	安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち		道路・河川・上下水道施設等の社会基盤や都市機能施設を適切に整備・維持管理し、利便性と安全性を備えた空間を創出します。 防災や交通安全等についての情報発信・共有を進め、市民・事業者・行政が一体となって災害に強く安全なまちづくりを進めます。
17	消防・防災体制が充実したまち		東日本大震災の教訓を学び、市の防災対策を充実します。 大切な市民の生命を守るために、消防・救急・救助体制を充実します。 火災・災害に適切に対応するため、施設、設備（資機材）を整備し、消防・防災体制を充実します。 火災の発生防止、被害の軽減に向けて、市民・事業者における火災予防対策を充実します。 火災や災害等による被害の減少に向けて、地域における防火・防災体制を充実します。
18	歴史遺産を守りいかすまち	地域の歴史について、市民が自ら学習する機会と場所があり、ともに学びあえる環境づくりを進めます。	
19	生きる力をはぐくむ教育のまち	子どもが社会の一員として役割を果たすために必要な能力・態度を身に付けられるよう教育・学習内容を充実します。 子どもが思いやりの心を持ち、楽しみながら学校生活を送れるよう、心のケア・心の教育を充実します。 保護者・地域・学校間の信頼関係を深め、地域に開かれた学校園づくりを進めます。	健康診断や学校体育の充実、基本的な生活習慣の確立等を通じて子どもの健康な体づくりを進めます。 子どもが安全かつ快適に学び・遊ぶことができる環境を確保します。
20	生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	生涯学習やスポーツ活動を通じた生きがいづくりや交流の促進に向け、市民ニーズに対応した学習や活動の機会を充実します。 生涯学習やスポーツ活動を担う人材を育成します。 生涯学習の成果が地域社会に還元されるしくみづくりに取り組めます。	気軽に健康づくりができるように、運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組めます。

地域の資源をいかし、活力あるまち	次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	施策	
		いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11
		健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	12
ものづくり産業の技術力や競争力を高めます。 多様な主体と事業者のつながりをいかし、事業活動を活性化します。 事業所の良好な操業環境の維持等、ものづくり産業集積の形成・保全等に努めます。	省エネルギーや環境に配慮した事業活動により、地域経済を持続可能なしくみに変えていく取組を支援します。	地域経済の活性化による、にぎわいのまち	13
		能力をいかし、いきいきと働けるまち	14
都市美形成の推進、景観資源の保存・活用や情報発信を行い、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちをめざします。	市民主体のルールづくりと公的な規制誘導等により、良好な住環境を次の世代に引き継いでいきます。 公園・市営住宅等について、長期的な視点に立って維持管理・整備するとともに、必要な更新を行います。	暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	15
	地域の特性に応じたルールづくりを進め、災害に強いまちづくりに取り組みます。 社会基盤の適切な維持管理や予防保全に向けた対策を講じるにより、ライフサイクルコストの低減を図ります。	安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	16
		消防・防災体制が充実したまち	17
地域の歴史についての調査研究を進め、その成果を市内外に発信します。 尼崎市における歴史遺産を適切に保存するとともに、観光資源や学習の資料としての活用を進めます。 地域の歴史や文化財等の魅力をしっかり伝え、住んでいる地域や尼崎への愛着と誇りを育てます。		歴史遺産を守りいかすまち	18
		生きる力をはぐくむ教育のまち	19
		生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	20

5. 計画における主要取組項目

この計画は、「策定の趣旨」で示したように、行政が施策として取り組むことを中心として、市民や事業者の皆さんができることなども含めてまとめたものですが、ここでは、「ありたいまち」に向けて取組を進めるに当たって、行政として特に力を入れて取り組むことを「主要取組項目」として示します。

(1) 主要取組項目について

「ありたいまち」を実現していくためには、各論で示したように、福祉や環境、教育などのさまざまな施策において、市民の生活を支えていくことを基本に、それぞれの取組を進めていかなければなりません。

一方、人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたって持続させていくために、未来に向けて重点を置いた取組を進めることが必要です。

ここで示す主要取組項目は、まちの活力を高めるとともに、結果として市民全体の暮らしを守ることにつなげることを意図してまとめています。

それぞれが能力を高め、そして、その能力をいかす場があり、さらにそれらがまちの魅力や活力につながっていく中で、さまざまな立場の人がいきいきと暮らせるまちを築いていくことをめざします。

(2) 主要取組項目の取り扱い

この主要取組項目をもとに、計画期間の各年度において、事務事業の選択や見直しを行い、効果的な施策展開を図ります。

(3) 主要取組項目に関する施策間の連携

計画の推進に当たっては、それぞれの主要取組項目ごとに、施策体系マトリックスを見る中で、特に関連の深い施策において、施策間の連携を図ります。

～「人が育ち、互いに支えあうまち」に向けて～

1 人づくりと市民活動の振興

地域ぐるみで子どもの育ちを支え、子どもの生きる力や学力の向上を図る。
地域コミュニティの活性化を支援するとともに、市民のまちづくりに資する能力の養成・向上を支援し、地域での活動につなぐ。

- ・子育てファミリー世帯の転出超過傾向や、ひとり親世帯の増加傾向等が見られる中、学校、家庭、地域、行政が連携することなどによって、人と人のつながりのある暖かい地域コミュニティの中で子どもが育つことは、保護者にとって安心であるだけでなく、未来を担う子どもがより社会性豊かに成長することや、「地域への愛着」をはぐくむことにもつながります。
- ・高齢化の進行や単身世帯の増加等が見込まれる中、多様なまちづくりの担い手が育ち、主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティの形成は、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものであり、地域福祉の充実にも寄与するものです。さらに、日常の地域でのつながりを強くすることは、防犯や防災、減災等、非常時の対応力を高めることにもなります。

～「健康、安全・安心を実感できるまち」に向けて～

2 市民の健康と就労の支援

生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。
社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立の支援に取り組む。

- ・要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高いなどの状況が見られる中、生活習慣の改善を啓発することなどによって病気の予防に取り組み、社会参画を阻害する要因を早期に排除するとともに、健康に関する意識の高揚を図ることは、市民生活の質の向上に大きく寄与するものです。
- ・若年層を中心に失業率が高い中、尼崎の産業資源をいかし、子どもや若年者が職業観を持つ機会を提供することや、雇用ニーズを考慮した職業意識の啓発・能力向上の支援、人材と企業のマッチング等により就労をサポートすることも、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。
- ・また、生活保護率が上昇傾向にある中、やむを得ず就労に至っていない人に対しても、ボランティア活動等を含めて何らかの形で社会にかかわる機会を提供することは、社会からの孤立を防ぐことや就労意欲を喚起することにもつながります。
- ・これらのことは、高齢化の進行により人口構成のバランスが変わっていく中で、ひいては、市民生活を支える各種制度等における支え手を増やすことにもつながり、全体として市民生活の安定化につながるものです。

～「地域の資源をいかし、活力が生まれるまち」に向けて～

3産業活力とまちの魅力の向上

社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつなげる事業活動を支援する中で、地域内の経済循環を図る。

戦略的な情報の整理・構築・発信による「まちの魅力」の再発見・創出・向上を図り、尼崎の魅力を高める。

- ・産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、市民所得を向上させるなど、まちを元気にする重要な要素です。尼崎市では、産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、新たなニーズに応える付加価値の高い産業や環境負荷の低減に資する産業等が発展する素地があります。
- ・高齢化の進行や生活様式の多様化等により生活関連サービス等の地域でのニーズが高まっていく中、また、環境やエネルギーについて市民生活や地域レベルでの取組に関心が高まっていく中、このようなテーマに対応する事業活動が活発化し、さらには社会的企業の活動や起業が生まれることは、地域での経済循環の促進に寄与するものです。
- ・人口の社会減少、特に、子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られる中、すでにある地域資源や行政が持つ資源を洗い出し、その価値を高めるとともに、地域の魅力向上につながる情報へと編集すること、さらに情報の属性にあわせてターゲットを絞って市内外へ効果的に発信することは、尼崎市の魅力を高める重要なテーマです。このようなシティプロモーションの取組により、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人が増えることは、まちの活気につながるものです。
- ・そして、働く人やまちへの愛着を持つ人、また、来訪者が増え、まちの活力を高めることは、ひいては、尼崎に暮らし、活動する人々が潤い、よりよい暮らしを送ることにもつながります。

～「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」に向けて～

4まちの持続可能性を高める

よりよい生活環境の創出に向けた取組を促進する。

公共施設の耐震化等に取り組み、まちの防災性を高めるとともに、再配置と機能向上を図り、持続的・効果的・効率的に市民の活動を支える。

- ・市民の活発な活動と、事業者、行政の取組により、尼崎市の環境は大きく改善されてきました。現在も、身近な環境の改善に向けた協働によるさまざまな取組が見られます。一方で、このような成果や取組が十分に知られていない面もあります。市民自らが、身近な地域の環境や景観等に意識を持ち、その保全活動に取り組み、良好な住環境をつくっていくこと、さらに、行政としてそのような取組が進むような条件を整えていくことは、よりよいまちを未来に引き継ぐことにつながります。
- ・大規模災害の発生が懸念される中で、安全性・防災性・公共性の視点を優先し、公共施設の耐震化等の取組により、将来にわたってまちの防災力を高めることは、市民生活の安全・安心とまちの持続可能性を高めるものです。
- ・また、人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られる中で、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。ファシリタマネジメントの考え方を踏まえ、施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに機能や利便性の向上を図ることは、市民活動の持続的な支援につながるものです。

6. 行政運営

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためにも、効率的・効果的にまちづくりに取り組むとともに、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態をめざしていかなければなりません。

また、地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をさらに進めていく必要があることや、行政の役割が、「公共サービスの主たる担い手」から、「コーディネーター的な役割」へと変化してきていることなどを踏まえ、施策や施設を介して提供される行政サービスや支援を、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、次のような取組を進めます。

(1) 行政改革の取組

仕事に取り組む視点

「ありたいまち」の実現に向け、各施策における「3. 各主体の役割」の記載をもとに、行政として、まちづくりに取り組む市民や事業者の力が、より発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組みます。

また、個々の施策において具体的取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、行政が直接サービスを提供する以外にも、施策に関係するさまざまな情報を収集、活用し、多様な主体間のつながりをつくっていく、広げていくといった、コーディネーター的な視点を持ち、市民や事業者の皆さんの連携が図られていくよう取り組みます。

人材育成と行政組織

市政を取り巻く環境が、めまぐるしく変化する時代の中で、変化に応じた最善のサービスを迅速に提供していくために、職員一人ひとりの能力開発が必要です。

市民の立場に立って、新たな発想や豊富な知識・技術・経験を持って、積極的に課題に取り組んでいく職員、市民とともに考え行動できる職員の育成に取り組みます。

また、計画を効果的、効率的に推進するために、適宜、組織の見直しを行います。

(2) 情報発信と市民の市政参画の促進

行政情報の効果的な発信

市民生活に必要な情報が、その情報を必要とする市民に伝わるよう、情報の属性にあわせて、効果的に発信していく工夫が必要です。

また、市民、事業者と行政が信頼しあえる対等のパートナーとして、まちづくりを進めていくためにも、まちづくりに関する課題や取組などの情報をお互いに共有することが大切です。

さらには、行政情報の積極的な公開・提供だけでなく、市民活動などに関す

る情報も含めた、まちづくりに関するさまざまな情報の収集・発信に取り組み、必要な人が、必要な時に、必要な情報を、わかりやすい形で得られるよう取り組みます。

市民の市政参画の促進

市政のさまざまな場面において、市民が参加・参画する機会を設け、市民の知識や経験を活かしていくことは、まちづくりに不可欠です。

市民のまちづくりへの参加・参画意識や、公共的なサービスを担う力は高まってきており、今後はこうした意識の高まりや力を最大限いかしていくことが必要です。そこで、より多くの市民の知識と経験を、まちづくりにいかすことができるよう、市民参加・参画の機会の充実に取り組みます。

(3) 財政健全化の取組

収入の向上に向けた取組

この計画に基づき、各施策においてさまざまな取組を進める中で、市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化などに努め、まちの発展や税源の涵養を図るほか、公共サービスに関しては受益に応じた負担の適正化などの取組を進めます。

健全な財政運営

今後のさらなる高齢化の進行による社会保障費の増加や負債の償還に伴い、多額の収支不足が見込まれる一方、今後の社会経済情勢の先行きは不透明な状況にあります。

これまでの総合計画に基づく行政運営においては、施策優先型の事業展開によって、行政規模が拡大する傾向が見られ、景気の低迷も相まって、結果として収支の均衡が保てず、多額の財源対策が必要になるといった傾向がみられました。

こうしたことを踏まえ、今回の総合計画においては、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、収支バランスの改善に取り組み、持続可能な財政構造の構築を図り、自治体として自律的な運営を維持していきます。

将来負担を見据えるとともに社会情勢の変化に備える取組

将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

さらには、予期せぬ緊急的な財政需要にも対応できるよう、基金残高の確保に努めるなど、社会経済情勢等の変化に強い、安定した財政基盤の確立をめざします。

なお、行財政改革にかかる具体の取組については、別途計画を策定し、進めていきます。

7. 計画の推進

(1) 施策の評価

「ありたいまち」の実現に向け、計画を推進していく中で、社会情勢や市民意識等を踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていくことが必要です。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要です。

各施策における取組状況の把握

各施策における取組状況を把握するために、「施策評価」と「市民意識調査」により、毎年度「振り返り」を行います。

これらの結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、その後のまちづくりにいかしていきます。

施策評価

各施策でどのような取り組みが行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

その結果をもとに、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃等に見直しに反映していくことにより、効果的・効率的な施策展開が図られるよう努めます。

市民意識調査等

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」等を把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

また、個々の事務事業に関しては、行政による評価を行うとともに、主なものについては市民目線での評価も行い、意見を踏まえて見直しにつなげます。

(2) 施策の重点化等

ありたいまちに向け、全ての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」や「市民意識調査」の結果とともに、「5. 計画における主要取組項目」のほか、緊急の対応を要する社会的課題、国における諸制度の変更等を踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設等の社会基盤については、市民活動や経済活動等のさまざまな都市活動を支えるものであるとともに、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度にわたる取組が必要なものが多くあります。

そのため、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（3ヵ年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保する中で、優先度の高いものから実施していくこととします。